

令和6年度 第1回

幕別町国民健康保険運営協議会

日時 令和6年4月30日（火）
午後6時30分
場所 幕別町役場
3階 AB会議室

[会議次第]

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指定

3 議件等

- (1) 報告第1号 令和5年度 幕別町国民健康保険特別会計の決算見込みについて
- (2) 報告第2号 令和5年度 幕別町国民健康保険特定健康診査等の実施状況について
- (3) 報告第3号 令和6年度 幕別町国民健康保険特別会計予算について
- (4) 報告第4号 北海道国民健康保険運営方針の改定概要について
- (5) 報告第5号 国民健康保険被保険者証の今後の取扱いについて
- (6) 議案第1号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

4 その他

5 閉会

報告第1号 令和5年度 幕別町国民健康保険特別会計の決算見込みについて

[歳入予算総括表]

(単位:千円)

款 項	当初予算額 ①	現計予算額 (3月補正後) ②	比較増減 ②-①	決算見込額 ③	比較増減 ③-②
1 国民健康保険税	692,417	663,217	△ 29,200	663,047	△ 170
1 国民健康保険税	692,417	663,217	△ 29,200	663,047	△ 170
2 国庫補助金	895	895	0	20	△ 875
1 国庫補助金	895	895	0	20	△ 875
3 道支出金	1,913,994	1,932,126	18,132	1,894,164	△ 37,962
1 道補助金	1,913,994	1,932,126	18,132	1,894,164	△ 37,962
4 財産収入	1	187	186	187	0
1 財産運用収入	1	187	186	187	0
5 繰入金	333,101	363,874	30,773	356,484	△ 7,390
1 他会計繰入金	279,985	277,858	△ 2,127	270,468	△ 7,390
2 基金繰入金	53,116	86,016	32,900	86,016	0
6 繰越金	1	2,492	2,491	2,492	0
1 繰越金	1	2,492	2,491	2,492	0
7 諸収入	111	1,436	1,325	1,832	396
1 延滞金及び過料	2	1,327	1,325	1,768	441
2 預金利子	1	1	0	0	△ 1
3 受託事業収入	1	1	0	0	△ 1
4 雑入	107	107	0	64	△ 43
計	2,940,520	2,964,227	23,707	2,918,226	△ 46,001

[一般会計繰入金の状況](再掲)

(単位:円)

区 分	R4決算額 ①	R5決算見込額 ②	比較増減 ②-①	説 明
1 保険基盤安定繰入金	164,490,340	164,323,957	△ 166,383	国保法72-2①:低所得者の国保税の減額(7割軽減等)分の繰入(道3/4、町1/4)ほか
2 職員給与費等繰入金	85,584,000	80,356,000	△ 5,228,000	国民健康保険の事務の執行に要する人件費、物件費等の繰入
3 未就学児均等割保険税繰入金	1,980,825	1,679,566	△ 301,259	未就学児に係る基礎賦課分及び後期高齢者支援金分の保険税軽減相当額の繰入
4 出産育児一時金繰入金	5,320,000	3,333,333	△ 1,986,667	出産育児一時金(支給基準額50万円)の2/3相当額
5 財政安定化支援繰入金	17,448,000	20,764,000	3,316,000	①応能割保険税負担能力の不足、②病床数の多数、③高齢者の多数に着目した繰入
6 産前産後保険税繰入金		11,574	皆増	出産被保険者に係る産前産後期間の保険料免除相当額の繰入
一般会計繰入金 計	274,823,165	270,468,430	△ 4,354,735	

[歳出予算総括表]

(単位:千円)

款 項	当初予算額 ①	現計予算額 (3月補正後) ②	比較増減 ②－①
1 総務費	88,844	90,054	1,210
1 総務管理費	81,145	82,355	1,210
2 徴税費	7,368	7,368	0
3 運営協議会費	331	331	0
2 保険給付費	1,866,595	1,882,755	16,160
1 保険給付費	1,866,595	1,882,595	16,000
2 傷病手当金	0	160	160
3 国民健康保険事業費納付金	949,133	949,133	0
1 医療給付費分	669,334	669,334	0
2 後期高齢者支援金等分	201,030	201,030	0
3 介護納付金分	78,769	78,769	0
4 共同事業拠出金	1	1	0
1 共同事業拠出金	1	1	0
5 保健事業費	32,693	37,256	4,563
1 特定健康診査等事業費	31,189	31,756	567
2 保健事業費	1,504	5,500	3,996
6 基金積立金	1	187	186
1 基金積立金	1	187	186
7 諸支出金	3,253	4,841	1,588
1 償還金及び還付加算金	3,253	4,841	1,588
計	2,940,520	2,964,227	23,707

決算見込額 ③	比較増減 ③－②
88,718	△ 1,336
81,257	△ 1,098
7,322	△ 46
139	△ 192
1,832,064	△ 50,691
1,832,064	△ 50,531
0	△ 160
949,133	0
669,334	0
201,030	0
78,769	0
1	0
1	0
37,232	△ 24
31,732	△ 24
5,500	0
187	0
187	0
4,200	△ 641
4,200	△ 641
2,911,535	△ 52,692

歳入決算見込①	2,918,226
歳出決算見込②	2,911,535
歳入歳出差引①－②	6,691

報告第 2 号 令和 5 年度 幕別町国民健康保険特定健康診査等の実施状況について

○特定健康診査及び特定保健指導実施率

特定健康診査						特定保健指導					
実施年度	対象者数	実施数			実施率	実施年度	対象者数	実施者（終了者）数			実施率
		男	女	合計				動機付け	積極的	合計	
H25	5, 373人	579人	758人	1, 337人	24. 88%	H25	147人	51人	5人	56人	38. 10%
H26	5, 174人	552人	778人	1, 330人	25. 71%	H26	137人	47人	2人	49人	35. 77%
H27	5, 038人	575人	820人	1, 395人	27. 69%	H27	161人	47人	10人	57人	35. 40%
H28	4, 858人	592人	819人	1, 411人	29. 04%	H28	147人	55人	14人	69人	46. 94%
H29	4, 693人	596人	855人	1, 451人	30. 92%	H29	168人	84人	16人	100人	59. 52%
H30	4, 516人	781人	1, 055人	1, 836人	40. 66%	H30	197人	86人	17人	103人	52. 28%
R1	4, 378人	827人	1, 107人	1, 934人	44. 18%	R1	222人	99人	18人	117人	52. 70%
R2	4, 275人	864人	1, 096人	1, 960人	45. 85%	R2	188人	75人	21人	96人	51. 06%
R3	4, 132人	770人	977人	1, 747人	42. 28%	R3	191人	67人	21人	88人	46. 07%
R4	3, 963人	817人	1, 064人	1, 881人	47. 46%	R4	187人	65人	23人	88人	47. 06%
R5見込	3, 763人	739人	1, 015人	1, 754人	46. 61%	R5見込	188人	87人	21人	108人	57. 45%

※H25～R4は法定報告数値（実績）、R5は実績見込

○実施計画目標値

区 分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
国保被保険者数（推計）	8, 503人	8, 418人	8, 334人	8, 251人	8, 168人	6, 600人	6, 300人	6, 000人	5, 700人	5, 400人	5, 100人
40歳～74歳	5, 952人	5, 754人	5, 557人	5, 337人	5, 194人	4, 455人	4, 253人	4, 050人	3, 848人	3, 645人	3, 433人
40歳～64歳	3, 096人	2, 895人	2, 704人	2, 545人	2, 423人	1, 895人	1, 810人	1, 723人	1, 637人	1, 551人	1, 462人
65歳～74歳	2, 856人	2, 859人	2, 853人	2, 792人	2, 771人	2, 560人	2, 443人	2, 327人	2, 211人	2, 094人	1, 971人
特定健診の実施率	40%	45%	50%	55%	60%	35%	40%	45%	50%	55%	60%
特定健診の受診者数	2, 381人	2, 589人	2, 779人	2, 935人	3, 116人	1, 559人	1, 701人	1, 823人	1, 924人	2, 005人	2, 060人
特定保健指導の対象者数	1, 075人	1, 183人	1, 301人	1, 431人	1, 574人	156人	170人	182人	192人	200人	206人
特定保健指導の実施率	45%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%
特定保健指導の被指導者数	439人	645人	710人	781人	859人	944人	94人	102人	115人	120人	123人
メタボリックシンドローム の該当者・予備軍の減少率	10%	—	—	—	—	10%	—	—	—	—	—

報告第3号 令和6年度 幕別町国民健康保険特別会計予算について

〔歳入〕

(単位:千円)

款	令和6年度当初予算		令和5年度当初予算		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	伸 率
1 国民健康保険税	659,077	22.5%	692,417	23.5%	△ 33,340	-4.8%
2 道支出金	1,933,407	65.9%	1,913,994	65.2%	19,413	1.0%
3 財産収入	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
4 繰入金	341,231	11.6%	333,101	11.3%	8,130	2.4%
5 繰越金	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
6 諸収入	111	0.0%	111	0.0%	0	0.0%
◎ 国庫支出金	0	0.0%	895	0.0%	△ 895	皆減
歳入合計	2,933,828	100.0%	2,940,520	100.0%	△ 6,692	-0.2%

〔歳出〕

(単位:千円)

款	令和6年度当初予算		令和5年度当初予算		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	伸 率
1 総務費	85,190	2.9%	88,844	3.0%	△ 3,654	-4.1%
2 保険給付費	1,854,172	63.2%	1,866,595	63.5%	△ 12,423	-0.7%
3 国民健康保険事業費納付金	955,719	32.6%	949,133	32.3%	6,586	0.7%
4 保健事業費	35,493	1.2%	32,693	1.1%	2,800	8.6%
5 基金積立金	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
6 諸支出金	3,253	0.1%	3,253	0.1%	0	0.0%
◎ 共同事業拠出金	0	0.0%	1	0.0%	△ 1	皆減
歳出合計	2,933,828	100.0%	2,940,520	100.0%	△ 6,692	-0.2%

〔一般会計繰入金の推移〕

(単位:円)

区 分	R2決算	R3決算	R4決算	R5決算見込み	R6予算	R6-R5
保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	105,563,240	106,242,120	103,470,840	103,956,490	104,000,000	43,510
保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	61,856,928	60,627,221	61,019,500	60,367,467	61,000,000	632,533
未就学児均等割保険税繰入金	—	—	1,980,825	1,679,566	2,000,000	320,434
職員給与費等繰入金	81,767,000	80,065,000	85,584,000	80,356,000	76,496,000	-3,860,000
産前産後保険税繰入金	—	—	—	11,574	1,000,000	988,426
出産育児一時金繰入金	5,300,000	5,600,000	5,320,000	3,333,333	8,300,000	4,966,667
財政安定化支援事業繰入金	19,269,000	13,663,000	17,448,000	20,764,000	13,000,000	-7,764,000
計	273,756,168	266,197,341	274,823,165	270,468,430	265,796,000	-4,672,430
対前年度増減額	-16,951,382	-7,558,827	8,625,824	-4,354,735	-4,672,430	
対前年度増減率	-5.83%	-2.76%	3.24%	-1.58%	-1.73%	

報告第 4 号 北海道国民健康保険運営方針の改定概要について
(資料 1 参照)

報告第 5 号 国民健康保険被保険者証の今後の取扱いについて
(資料 2 参照)

議案第 1 号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

幕別町国民健康保険税条例（昭和28年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第26条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5千円」に改め、同項第3号中「53万5千円」を「54万5千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の幕別町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

北海道国民健康保険運営方針の案の概要

第 1 章 基本的事項

1 策定の目的	○H30年度以降の国保制度においては、道は財政運営の責任主体として中心的な役割を担う一方で、市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理や保険給付、保険料(税)率の決定・賦課・徴収、保健事業など地域におけるきめ細やかな事業を引き続き担う等、道と市町村が一体となって、国保事業を運営する。 ○この運営方針は、道と市町村に関する事務を共通認識の下で実施するとともに、安定的な財政運営及び事務の広域化や効率化の推進に向けて策定。
2 国保の被保険者等の役割・責務	○国保に加入している被保険者のほか、北海道国保連合会、さらに北海道医師会や北海道歯科医師会、北海道薬剤師会などが、それぞれの役割・責務のもと国保制度を国民皆保険制度の要として運営。
3 運営方針の適用及び見直し	○令和6年度から令和11年度までの6年間とし、中間年となる令和8年度までに必要に応じて見直しを行う。

第 2 章 国保の医療に要する費用及び財政の見通し

1 医療費の動向と将来見通し	○医療費の将来の見通しについては「北海道医療費適正化計画（第四期）」の推計方法を用いて推計。
2 財政収支の改善と均衡	○国保財政を安定的に運営していくためには、国民健康保険が一会計年度単位で行う短期保険であることから、必要な支出を保険料(税)や国庫負担金等賄うことで当該年度の特別会計の収支を均衡させる必要がある。
3 赤字解消・削減の取組、目標年次等	○決算において決算補填等を目的とする一般会計繰入や前年度繰上充用が生じ、翌々年度までに解消が見込まれない市町村は、解消に向けた基本方針、目標設定、取組について道と協議を行い「赤字解消・削減計画」を策定する。適正な保険料率設定や収納率等に関する要因分析を行った上で、計画的・段階的な解消が図られるよう取り組む。 ○新たに赤字が発生した市町村に対しては令和12年度までに赤字を解消する計画を策定する。
4 財政安定化基金の使用	○国民健康保険事業の財政安定化のため、保険給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に備え、法定外一般会計繰入を行う必要がないよう、道が設置した財政安定化基金により、道国保特会や市町村に対し貸付及び交付を行う。

第 3 章 納付金及び標準的な保険料(税)の算定方法

1 目指す姿	○道においては所得水準や医療費水準の地域差が非常に大きいことから、激変が生じないように調整しながら被保険者間の負担の公平化を進めていく。
2 保険料水準の統一	○全道どこに住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料負担となるよう、市町村が定める保険料率が道が示す全市町村統一の標準保険料率と同率とすることを「保険料水準の統一」と定義。 ○令和12年度を目途に保険料水準の統一を目指す。 ○保険料水準の統一に向けた課題と取組の方向性 (1)令和8年度までの資産割の廃止、(2)賦課限度額の統一、(3)市町村個別の歳入・歳出の共通化、(4)市町村間の収納率差による保険料負担差の公平化、(5)決算補填等目的の法定外繰入の解消
3 納付金の算定方法	○全道での応能割と応益割との構成割合を定める係数(所得反映係数β)について、国基準となる北海道βの設定や、医療費水準の反映割合(医療費指数反映係数α)の設定について、負担の公平化と保険料設定の安定化を図る観点から令和6年度から納付金配分に医療費水準を反映させない($\alpha = 0$)こととする。

第 4 章 保険料(税)の徴収の適正な実施

1 目指す姿	○道では保険料水準の統一による「加入者負担の公平化」を目指しており、その達成には各市町村の収納率差による保険料負担差を公平化する必要がある。 ○道と市町村が一体となって収納事務の平準化及び収納率の向上による収納率差の縮小に資する取組を実施。
--------	--

2 収納率目標	○各市町村の収納率実態を踏まえた、被保険者規模に応じた収納率目標を設定。				
	被保険者数規模	20,000人以上	10,000人以上 20,000人未満	5,000人以上 10,000人未満	5,000人未満
	目標収納率	94.9%	96.4%	97.2%	97.6%
3 収納率差による保険料負担差の公平化に向けた取組	○収納率向上に資するよう、一定の基準を定め、下記の取組を進める。 ① 実施基準に基づく滞納処分等の執行 ② 保険料（税）の納付方法として口座振替を推進 ③ 早期納付勧奨の実施 ④ 先進事例を参考にした収納事務の年間スケジュールの作成				

第5章 保険給付の適正な実施

1 レセプト点検の充実強化	○効率的に二次点検を実施できるよう、北海道国保連合会への一括委託を進めるほか、必要な支援に努める。
2 第三者求償の取組強化	○市町村が計画的な求償事務に取り組むことができるよう、北海道国保連合会等と連携し、助言等の支援を行う。
3 不正請求への取組強化	○保険医療機関等における不正請求防止対策を推進するため、北海道厚生局と連携を図りながら保険医療機関に対する指導等を実施。

第6章 医療費の適正化の取組

1 医療費の適正化に向けた取組	○医療費適正化に向けた取組として、下記項目に取り組む。 1. 特定健診受診率、特定保健指導実施率の向上 2. 保健事業実施計画の策定及び推進 3. 生活習慣病対策としての発症予防と重症化予防の取組 4. たばこ対策 5. 歯と口腔の健康づくり 6. 重複受診や頻回受診等に係る指導の充実 7. 適正投薬の推進 8. 後発医薬品等の使用促進 ○第4期北海道医療費適正化計画に定める取組との調和を図る。
-----------------	--

第7章 事務の広域的及び効率的な運営の推進

1 広域的・効率的運営の推進に向けた取組	○保険料（税）減免及び一部負担金減免の基準の統一化を進める。 ○事務の広域化及び効率化に資する取組として、サーバー等の機器を共同利用するクラウド構築による市町村事務処理標準システムの導入促進を図る。
----------------------	--

第8章 保健医療サービス及び福祉サービス等に関する施策との連携

1 保健医療サービス及び福祉サービス等との連携	○国保部門と保健医療・福祉に関する施策その他の関連施策との連携に関する下記取組を進める。 1. 国保データベースシステム等情報基盤の活用 2. 保健医療と福祉サービスに関する施策等の連携 3. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
2 他計画との整合性	○道は広域的な保険者として、運営方針と道の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」、「医療計画」、「障がい福祉計画」、「健康増進計画」等と連携。

第9章 北海道の国保の健全な運営

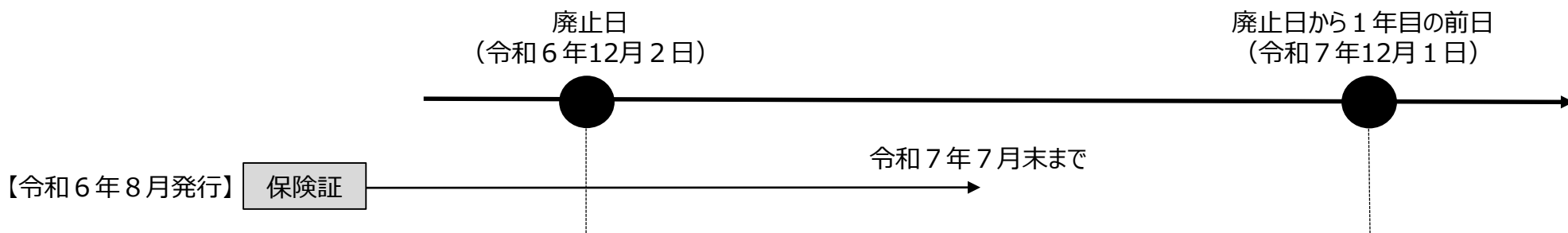
1 北海道国保市町村連携会議の設置	○運営方針に基づき、国保制度を安定的に運営していくためには、道と市町村及び北海道国保連合会の協力と連携が大変重要であり、それぞれが適正な役割分担の下、対等な立場で協議を行う場を「北海道国民健康保険市町村連携会議」とする。
-------------------	--

背景

- 国は、令和 5 年 4 月 1 日から、医療機関におけるマイナンバーカードを利用したオンラインでの資格確認を原則義務化し、同年 6 月 2 日に成立した改正マイナンバー法において、マイナンバーカードと健康保険証を一体化することとした。
- また、令和 5 年 12 月 27 日に公布した「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」において、**令和 6 年 12 月 2 日で現行の保険証を廃止**することとした。

発行済の被保険者証の取扱い

- 発行済の被保険者証は、**健康保険証廃止後、1 年間（先に有効期間が到来する場合は有効期間まで）有効**とみなす経過措置を設けている。



被保険者証廃止以降の資格確認書の取扱い

- マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本としつつ、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者については、氏名・生年月日・被保険者等記号・番号・保険者情報等が記載された被保険者資格確認書を確認することとしている。
- 当分の間、マイナ保険証を保有していない方全てに申請によらず、資格確認証を交付する。
- 資格確認証の様式は、現行の被保険者証と同様に、材質は紙、サイズはカードサイズ。
（右記参照）

(表 面)

〇 〇 都 道 府 県	有効期限	年	月	日
国 民 健 康 保 険	発効期日	年	月	日
資 格 確 認 書				
記 号	番 号	(校 番)		
氏 名	性 別			
生 年 月 日	年	月	日	負担割合
適用開始年月日	年	月	日	割
交 付 年 月 日	年	月	日	
世帯主氏名				
住 所				
保険者番号				
交 付 者 名				印

幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の概要について

1 改正理由

国民健康保険税後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引上げや国民健康保険税の軽減判定所得の見直し等を内容とした改正地方税法施行令が本年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、幕別町国民健康保険条例の一部を改正するもの。

2 改正内容

① 国民健康保険税の課税限度額の引上げについて

- 後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引上げ

（現行）22 万円 ⇒ （改正案）24 万円

② 国民健康保険税の軽減判定所得について

- 5 割軽減判定所得

（現行）43 万円＋29 万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）＋10 万円×（給与所得者等の数－1）

⇒（改正案）43 万円＋29.5 万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）＋10 万円×（給与所得者等の数－1）

- 2 割軽減判定所得

（現行）43 万円＋53.5 万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）＋10 万円×（給与所得者等の数－1）

⇒（改正案）43 万円＋54.5 万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）＋10 万円×（給与所得者等の数－1）

3 影響額（令和 6 年 3 月末現在の被保険者情報）

令和 6 年 3 月末現在の被保険者数：5,492 人、被保険者世帯数：3,379 世帯

① 後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引上げ

- 改正前限度額（22 万円）を超過する 206 世帯のうち、185 世帯は改正後限度額（24 万円）を超過

20,000 円×185 世帯＝3,700,000 円・・・(1)

- 改正前限度額（22 万円）を超過し、改正後限度額（24 万円）未満は 21 世帯

197,413 円・・・(2)

【影響額合計】 3,897,413 円増 ((1)+(2))

② 国民健康保険税の軽減判定所得について

区 分	改正前（A）	改正後（B）	影響額（B－A）	備考 （対象数の増減内訳）
	軽減額	軽減額	軽減額	
5 割軽減（均等割）	13,167,050 円	13,382,200 円	215,150 円	計 363 千円
5 割軽減（平等割）	8,241,100 円	8,388,600 円	147,500 円	
2 割軽減（均等割）	4,464,620 円	4,458,940 円	△ 5,680	計 △2 千円
2 割軽減（平等割）	2,847,560 円	2,851,760 円	4,200	
計	28,720,330 円	29,081,500 円	361,170 円	

①－②＝ 3,897,413 円 － 361,170 円 ＝ 3,536,243 円増（制度改正に影響額）

幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町国民健康保険税条例 (昭和28年 4 月18日 条例第19号) 第 1 条 略 (課税額) 第 2 条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成 9 年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第 9 条第 2 号に規定する第 2 号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（道の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）	○幕別町国民健康保険税条例 (昭和28年 4 月18日 条例第19号) 第 1 条 略 (課税額) 第 2 条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成 9 年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第 9 条第 2 号に規定する第 2 号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（道の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

現 行 条 例	改 正 条 例
2 略 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。 4 略 第3条～第25条 略 （国民健康保険税の減額） 第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税	2 略 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 略 第3条～第25条 略 （国民健康保険税の減額） 第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税

現 行 条 例	改 正 条 例
義務者 ア～カ 略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>53万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 略 2及び3 略 第26条の2～第30条 略	義務者 ア～カ 略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 略 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>54万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ 略 2及び3 略 第26条の2～第30条 略